

事 務 連 絡
令 和 4 年 6 月 3 日

各都道府県消防防災主管部（局） 御中

消 防 庁 救 急 企 画 室

自動体外式除細動器及び体表用除細動電極の適正使用に関する情報提供等の
実施について

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の使用法については、「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要領」（平成5年3月30日付け消防救第41号消防庁次長通知、令和4年3月31日最終改正）に基づき、消防機関が開催する各種講習において、市民に対する正しい知識と技術の普及に努めていただいているところです。

また、AEDの体表用除細動電極（以下「電極パッド」という。）等の呼称については、「小児用」及び「成人用」の呼称がそれぞれ「未就学児用」及び「小学生～大人用」へ変更された点及び留意事項について、「救急蘇生法の指針2020（市民用）への対応について」（令和4年3月31日付け消防庁救急企画室事務連絡）において周知しているところです。

今般、厚生労働省より、各都道府県衛生主管部（局）長あて「自動体外式除細動器及び体表用除細動電極の適正使用に関する情報提供等の実施について」（令和4年5月26日付け薬生機審発0526第1号厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長、薬生安発0526第1号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長通知。以下「5月26日付け厚生労働省通知」という。）【別添1】が発出され、AED製造販売業者に対して、電極パッド等の呼称の変更を踏まえた情報提供等を行うよう依頼されました。

つきましては、貴部（局）においては、別添及び下記の内容に留意いただき、消防本部において応急手当の普及啓発活動の参考としていただくよう、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む）に対して、この旨周知願います。

記

○ 5月26日付け厚生労働省通知における消防機関に関わる主な記載（抜粋）

1. 「既に設置されているAEDへの対応について」部分

製造販売業者は、新呼称に対応していないAEDについて、（中略）購入者又は把握している設置者に対して、製品における「小児」・「成人」という表現がそれぞれ「未就学児」・「小学生から大人」を意味すること、その他関連する必要な情報について情報提供を実施すること。その際、設置者に対して、AEDの設置施設等に

において、電極パッド及びモードの適切な選択方法について容易に確認することができるラベル、シール等（中略）を提供し、使用時に記載内容が容易に確認できるよう、視認性に配慮した位置に取り付けるよう促すこと。その際、容易に外れたり、使用時にAEDの取り出しを妨げたりすることのないよう工夫して取り付けるよう促すこと。

2. から4.（略）

5. 「その他」部分

上記（中略）については本年11月25日までに対応すること。（後略）

【問合せ先】

消防庁救急企画室

小塩救急専門官、久保田係長、呉地事務官

T E L : 03-5253-7529



薬生機審発 0526 第 1 号
薬生安発 0526 第 1 号
令和 4 年 5 月 26 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
（ 公 印 省 略 ）

自動体外式除細動器及び体表用除細動電極の適正使用に関する情報提供等の
実施について

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の適切な使用については、「救急蘇生法の指針2015（市民用）の有効活用及び周知等について」（平成28年4月21日付け医政地発0421第1号）において、小児用の体表用除細動電極（以下「電極パッド」という。）を小学生以上に使用しない旨周知するとともに、「自動体外式除細動器の承認事項に係る一部変更承認申請等の取扱い及び未就学児への自動体外式除細動器、成人用体表用除細動電極の使用に係る「使用上の注意」の改訂指示等について」（平成23年10月31日付け薬食機発1031第6号・薬食安発1031第5号厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室長・医薬食品局安全対策課長連名通知。以下「改訂指示通知」という。）において、AEDの小児への適用を未就学児（およそ6歳未満）とするよう、承認事項の一部変更を含め、お願いしたところです。

これまで、一部のAED及び電極パッドにおいて「小児」や「成人」という呼称（以下「旧呼称」という。）が用いられていましたが、今般、一般社団法人日本蘇生協議会(JRC)により「JRC蘇生ガイドライン（2020）」（以下「ガイドライン」という。）が作成され、一般財団法人日本救急医療財団により、ガイドラインに準拠した「救急蘇生法の指針2020（市民用）」（以下「指針」という。）が取りまとめられ、市民が小学生の心肺停止事案に接する際においても、小児用電極パッドと成人用電極パッドのどちらを使用すべきか即時に判断できるよ

う、AED及び電極パッドに係る「小児」及び「成人」の呼称がそれぞれ「未就学児」及び「小学生～大人」という呼称（以下「新呼称」という。）へと改められました。

については、貴管下の製造販売業者に対して、ガイドライン及び指針における呼称変更を踏まえ、下記のとおり情報提供等を実施するよう指導方よろしくお願ひします。

なお、本件については、職能団体、独立行政法人医薬品医療機器総合機構及び関連業界団体宛てにも併せて周知していることを申し添えます。

記

1. 既に設置されている AED への対応について

製造販売業者は、新呼称に対応していない AED について、販売業者又は貸与業者と連携の上、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）第 173 条第 1 項及び第 2 項に基づき記録した、購入者又は把握している設置者に対して、製品における「小児」・「成人」という表現がそれぞれ「未就学児」・「小学生から大人」を意味すること、その他関連する必要な情報について情報提供を実施すること。その際、設置者に対して、AED の設置施設等において、電極パッド及びモードの適切な選択方法について容易に確認することができるラベル、シール等（以下「ラベル等」という。）を提供し、使用時に記載内容が容易に確認できるよう、視認性に配慮した位置に取り付けるよう促すこと。その際、容易に外れたり、使用時に AED の取り出しを妨げたりすることのないよう工夫して取り付けるよう促すこと。

2. 電極パッドの名称変更について

電極パッドの販売名に旧呼称を使用している場合、当該製品の適応が新呼称の年齢に適していることを確認のうえ、製造販売届出事項変更届出により販売名を変更すること。このとき、届出の備考欄には、『「自動体外式除細動器及び体表用除細動電極の適正使用に関する情報提供等の実施について」（令和 4 年 5 月 26 日付け薬生機審発 0526 第 1 号・薬生安発 0526 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長・医薬安全対策課長連名通知）に基づく販売名変更のため』と記載すること。また、医療機器製造販売届書や電子化された添付文書に含まれる販売名以外の旧呼称は、AED 本体において旧呼称が残存する事項を除き、新呼称に改めること。

なお、電極パッドの名称変更に伴い、併用される AED の承認事項等における

当該電極パッドの製品名を変更する必要がある場合は、軽微変更届による変更が可能である。

電極パッド、AED ともに新呼称の年齢での使用に適さない場合は、改訂指示通知に従うこと。

3. 既に製造販売承認を取得した AED への対応について

製造販売業者は、新呼称に対応していない AED の本体表示等について、順次、ガイドラインにおける呼称変更を踏まえた対応を行うこと。当該対応が完了するまでの間は、上記 1. と同様、情報提供及びラベル等の取り付けを実施した上で販売すること。

なお、新呼称の年齢での使用が承認の範囲内である製品については、この変更を軽微変更届により行うことは可能であるが、機器本体に刻印された表記や音声ガイドの文言等に旧呼称が残存する場合は、製造販売承認書の形状、構造及び原理欄の記載事項等を機器の現状に従った記載とすること。

4. 製造販売承認書、医療機器製造販売届書及び電子化された添付文書の記載整備について

上記 3. において実施した変更が付随しない事項についても、製造販売承認書、医療機器製造販売届書及び電子化された添付文書の記載事項について、「小児」・「成人」という表現を、それぞれ「未就学児」・「小学生から大人」と記載整備すること。当該変更は、新呼称の年齢での使用が承認の範囲内である製品に限り、軽微変更届により可能である。

5. その他

上記 1. 及び 2. については本年 11 月 25 日までに対応すること。また、上記 1. の対応の結果についてはすみやかに独立行政法人医薬品医療機器総合機構医療機器品質管理・安全対策部医療機器安全対策課に報告すること。

今後新たに製造販売届出を行う電極パッドについては、旧呼称を使用した製品の届出は行わないこと。新規に承認を取得する製品については、やむを得ない事項（例：音声ガイド）を除き、新呼称に対応した製品とすること。その場合は、上記 1. の対応を行ったうえで販売すること。

事務連絡
令和4年5月31日

消防庁救急企画室 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
(公 印 省 略)

自動体外式除細動器及び体表用除細動電極の適正使用に関する情報提供等の
実施について

一部の自動体外式除細動器（以下「AED」という。）及び体表用除細動電極（以下「電極パッド」という。）については、これまで、「小児」及び「成人」という呼称（以下「旧名称」という。）が用いられており、「救急蘇生法の指針2015（市民用）の有効活用及び周知等について」（平成28年4月21日付け医政地発0421第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）の別添1において、小学校に上がる前の子どもには小児用パッドを使用する旨周知してきたところです。

今般、市民が小学生の心肺停止事案に接する際、小児用電極パッドと成人用電極パッドのどちらを使用すべきか、より明確に、即時に判断できるよう、一般社団法人日本蘇生協議会（JRC）により作成された「JRC蘇生ガイドライン（2020）」（以下「ガイドライン」という。）及びガイドラインに準拠した市民用のテキストとして、一般財団法人日本救急医療財団により取りまとめられた「救急蘇生法の指針2020（市民用）」（以下「指針」という。）において、これまで使用されていた旧名称が、それぞれ「未就学児」及び「小学生～大人」という呼称（以下「新名称」という。）へと改められました。

これを踏まえ、別添のとおり、AEDの製造販売業者に対して、ガイドライン及び指針における呼称の変更を踏まえた情報提供等を行うことを依頼したところです。また、その際にAEDの製造販売業者は、設置者に対して、電極パッド及びモードの適切な選択方法を容易に確認することができるラベル、シール等を提供し、使用時に記載内容が容易に確認できるよう、視認性に配慮した位置に取り付けるよう促すこと等をお示ししています。

については、貴団体におかれましては、この内容を御了知いただくとともに、「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」（平成16年7月1日付け医政発0701001号厚生労働省医政局長通知）でお示ししている各講習の実施主体及び関係団体等へ周知いただくようお願いします。

事務連絡
令和4年3月31日

各都道府県消防防災主管部（局） 御中

消防庁救急企画室

「救急蘇生法の指針 2020（市民用）」への対応について

主に市民が行う一次救命処置については、各消防本部において、「救急蘇生法の指針 2015（市民用）の取りまとめについて」（平成28年4月25日付け消防庁救急企画室事務連絡）及び「救急蘇生法の指針 2015（市民用）の追補への対応について」（令和2年5月22日付け消防庁救急企画室事務連絡）等を参考に、各種講習会において指導されているところです。

今般、「令和3年度救急業務のあり方に関する検討会（救急蘇生ワーキンググループ）」において、一般財団法人日本救急医療財団心肺蘇生法委員会により示された「救急蘇生法の指針 2020（市民用）」の内容に関して検討を行い、報告書が取りまとめられました。

当該報告書を踏まえ、消防庁において、主に市民が行う一次救命処置（別紙1）及び新型コロナウイルス感染症流行期の一次救命処置（別紙2）の内容を取りまとめましたので、下記事項にご留意いただき、消防本部において応急手当普及啓発活動の参考として活用できるよう、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する組合を含む。）に対して、この旨周知願います。

記

1 「救急蘇生法の指針 2020（市民用）」における主な変更点

「救急蘇生法の指針 2020（市民用）」における「救急蘇生法の指針 2015（市民用）」からの主な変更点は以下のとおりであり、これら変更点を踏まえ、別紙1及び別紙2を取りまとめている。

- 傷病者発見時の対応手順において、反応がない場合のほか、反応があるかないかの判断に迷う場合又はわからない場合も、心停止の可能性のあるものとして行動するとされた。
- 119番通報時において、電話のスピーカー機能などを活用すれば、通信指令員の口頭指導を受けながら胸骨圧迫を行うことができるとされた。
- 呼吸の確認と心停止の判断において、「普段どおりの呼吸か」どうか判断に迷う場合又はわからない場合も、心停止と判断して胸骨圧迫を開始するとされた。

- AEDの電極パッド等について、従来の「小児用パッド・モード」が「未就学児用パッド・モード」へ、「成人用パッド」が「小学生～大人用パッド」へ名称が変更された。
- 令和3年7月に認可された「オートショック AED」（ショックボタンを有さない自動体外式除細動器）について新たに記載された。
- 気道異物除去において、反応があるが、咳をさせても異物が排出できない場合は、まずは背部叩打法を試みて、効果がなければ腹部突き上げ法を試みるとされた。
- 新型コロナウイルス感染症流行期の一次救命処置について、これまで「救急蘇生法の指針 2015（市民用）」の追補として示されていたが、新たに記載された。

2 応急手当の普及啓発時における留意事項

各消防本部における応急手当の普及啓発時には、別紙1、2を参考としていただくほか、以下の点にご留意いただきたい。

（1）AED 電極パッドの名称変更について

【「救急蘇生法の指針 2020（市民用）」より抜粋】

V.一次救命処置 3.AED使用の手順 4)電極パッドを貼り付ける

（中略）小学校に上がる前の子ども（乳児や幼児）には未就学児用パッドや未就学児用モード（従来の小児用パッドや小児用モード）を使用します。小学生～大人用（従来の成人用）と未就学児用の2種類のパッドが入っている場合があり、イラストをみれば区別できます。未就学児用パッドが入っていない場合は小学生～大人用パッドを使用してください。

（中略）小学生や中学生以上の傷病者には小学生～大人用パッドを使用してください。

（中略）未就学児用パッド・モードは、これまで小児用パッド・モードの名称で販売されており、2021年時点では古い表記のまま設置されているものも多い。同様に小学生～大人用パッドは成人用パッドの表記で設置されているものも多い。

（留意事項）

- ・ AEDの取扱いを説明する際は、従来の「小児用パッド」「小児用モード」が「未就学児用パッド」「未就学児用モード」へ、従来の「成人用パッド」が「小学生～大人用パッド」へ名称が変更された点を含めて周知すること。

- ・ 市民が小学生の心肺停止事案に接する際、「未就学児用」と「小学生～大人用」のどちらを使用すべきかについて迷いが生じないよう、適切な使用方法を周知すること。
- ・ 従来の表記のまま設置されている機器も多いと考えられることから、緊急時に混乱を招かないよう、従来の留意点も含め、丁寧な説明に努めること。

(参考)

- ・ 「自動体外式除細動器の使用法の市民への普及啓発について」(令和3年9月2日付け消防庁救急企画室事務連絡)

(2) オートショック AED について

【救急蘇生法の指針 2020 (市民用)】より抜粋】

V. 一次救命処置 3. AED 使用の手順 6) 電気ショックと心肺蘇生の再開

(中略) 電気ショックが必要な場合に、ショックボタンを押さなくても自動的に電気が流れる機種(オートショック AED)が2021年7月に認可されました。傷病者から離れるように音声メッセージが流れ、カウントダウンまたはブザーの後に自動的に電気ショックが行われます。この場合も安全のために、音声メッセージなどに従って傷病者から離れる必要があります。

(留意事項)

- ・ AED の取扱いを説明する際は、ショックボタンを有さない「オートショック AED」があることについて、従来のショックボタンを有する AED との相違点、使用上の注意点等を含めて周知すること。
- ・ 音声メッセージに従って行動する点は、従来のショックボタンを有する AED と同様である旨についても説明すること。

(参考)

- ・ 「ショックボタンを有さない自動体外式除細動器(オートショック AED) 使用時の注意点に関する情報提供等の徹底について」(令和3年8月2日付け消防庁救急企画室事務連絡)

【問合せ先】

消防庁救急企画室

小塩救急専門官、久保田係長、小淵事務官

TEL : 03-5253-7529

FAX : 03-5253-7532

E-mail : kyukyusuishin@soumu.go.jp

主に市民が行う一次救命処置

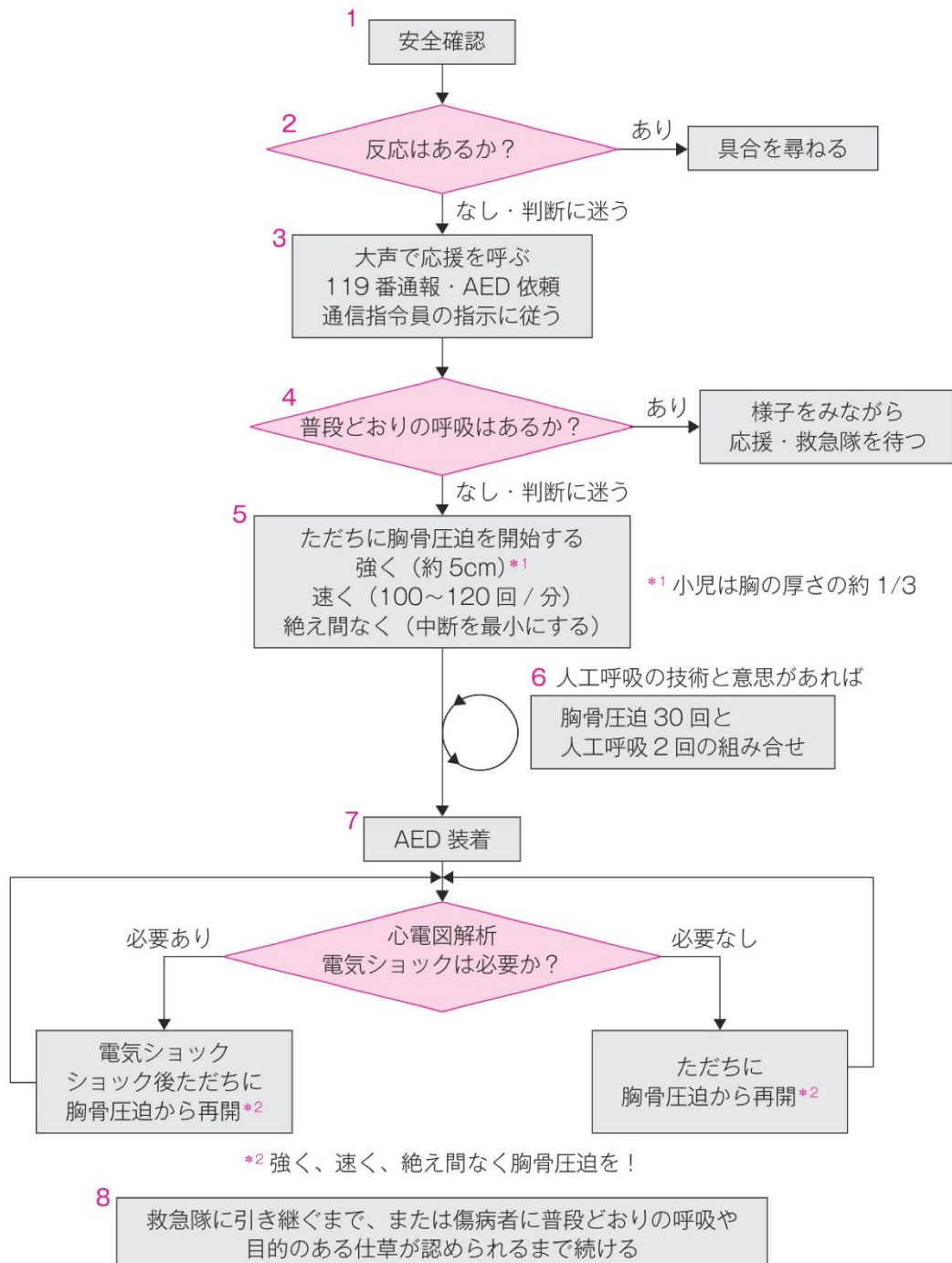
大項目	手 技		成 人	小 児	乳 児
発見・通報	発見時の対応手順		<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の安全を確認する。 ・肩をやさしくたたきながら、大声で呼びかけて、何らかの応答や目的のある仕草がなければ「反応なし」とみなす。 ・反応がない場合や、反応があるかないかの判断に迷う場合、またはわからない場合は心停止の可能性がある。その場で、大声で叫んで応援を呼ぶ。 		
	通報等	救助者二人以上の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・誰かが来たら、その人に 119 番通報と AED の手配（近くにある場合）を依頼する。 		
		救助者一人の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・自分で 119 番通報を行い、すぐ近くに AED があれば取りに行く。 		
	口頭指導	<ul style="list-style-type: none"> ・119 番通報をすると、通信指令員から行うべきことの指導を受けることもできる。 （この際、電話のスピーカー機能などを活用すれば、通信指令員の口頭指導を受けながら胸骨圧迫を行うことができる。） 			
心肺蘇生法	呼吸の確認と心停止の判断		<ul style="list-style-type: none"> ・呼吸は胸と腹部の動きを見て「普段どおりの呼吸か」を 10 秒以内で確認する。 ・呼吸がないか、普段どおりでない（死戦期呼吸：しゃくりあげるような途切れ途切れの呼吸）場合は、心停止と判断する。また、「普段どおりの呼吸か」どうか判断に迷う場合、またはわからない場合も、胸骨圧迫を開始する。 ・反応はないが、普段どおりの呼吸がある場合は、様子をみながら応援や救急隊の到着を待つ。普段どおりの呼吸が認められなくなったら、胸骨圧迫を開始する。 		
	心肺蘇生の開始手順		<ul style="list-style-type: none"> ・普段どおりの呼吸がない場合、あるいは判断に自信が持てない場合は心停止とみなし、心停止でなかった場合の危害を恐れることなく胸骨圧迫から開始する。 		
	胸骨圧迫	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・胸骨圧迫の位置は胸骨の下半分とし、目安は胸の真ん中（左右の真ん中で、かつ、上下の真ん中）である。（必ずしも衣服を脱がせて確認する必要はない。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・胸骨圧迫の位置は胸骨の下半分とし、目安は胸の真ん中（乳頭と乳頭を結ぶ線の少し足側）である。 	

心肺蘇生法	方法	<ul style="list-style-type: none"> 腕2本：一方の手のひらの付け根をあて、その手の上にもう一方の手を重ねて、指を組む。両肘をまっすぐ伸ばし真上から垂直に圧迫する。 	<ul style="list-style-type: none"> 腕2本：一方の手のひらの付け根をあて、その手の上にもう一方の手を重ねて、指を組む。両肘をまっすぐ伸ばし真上から垂直に圧迫する。体格に応じて片手で行ってもよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 手指2本を用いる。 	
		深さ	<ul style="list-style-type: none"> 約5cm沈むまでしっかり圧迫する。 	<ul style="list-style-type: none"> 胸の厚さの約1/3までしっかり圧迫する。 	
		テンポ	<ul style="list-style-type: none"> 圧迫のテンポは100～120回/分 		
		絶え間ない胸骨圧迫	<ul style="list-style-type: none"> 胸骨圧迫の中断時間は最小にすべきである。 (人工呼吸、電気ショック、胸骨圧迫の交代など) 		
		救助者の交代	<ul style="list-style-type: none"> 交代可能な場合には、疲労により胸骨圧迫の質が低下しないように、1～2分間を目安に交代することが望ましいが、交代による中断時間をできるだけ短くする。 		
	気道確保と人工呼吸	<ul style="list-style-type: none"> 救助者が人工呼吸の訓練を受けており、それを行う技術と意思がある場合は、胸骨圧迫と人工呼吸を30：2の比で行う。特に、小児の心停止では、人工呼吸を組み合わせた心肺蘇生を行うことが望ましい。 (人工呼吸のやり方に自信がない場合や、人工呼吸を行うことにためらいがある場合には、胸骨圧迫だけ続ける。) 人工呼吸を行う際には、外傷の有無に関わらず、気道確保を頭部後屈あご先挙上法で行う。 吹き込みは約1秒かけて行い、胸の上がりを確認できる程度とする。胸の上がりかわからなくても吹き込みは2回まで行う。また、手元に感染防護具があれば使用する。 			
	AED	使用のタイミング	<ul style="list-style-type: none"> AEDが到着したら、速やかに電源を入れる。 		
		電極パッドの貼り付け	<ul style="list-style-type: none"> AEDの電極パッドは、電極パッドや袋に描かれたイラストに従って、胸の右上（鎖骨の下で胸骨の右）と胸の左下側（脇の下から5～8cm、乳頭の斜め下）に貼り付ける。この間も胸骨圧迫は続ける。 電極パッドを貼る場所に医療用の植え込み器具がある場合には、パッドを離して貼る。 貼り薬や湿布薬が電極パッドを貼り付ける位置にある場合は、それを剥がして電極パッドを貼り付ける。傷病者の胸が濡れている場合には、乾いた布やタオルで拭き取ってから、電極パッドを貼り付ける。 		

心肺蘇生法		電極パッドの貼り付け	<ul style="list-style-type: none"> ・未就学児用パッド（従来の小児用パッド）を小学生や中学生以上に使用しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・未就学児（小学校入学前）に対しては、未就学児用パッドや未就学児用モード（従来の小児用パッドや小児用モード）を用いる。 ・未就学児用パッドがない場合、小学生～大人用パッド（従来の成人用パッド）で代用する。
		電気ショックと心肺蘇生の再開	<ul style="list-style-type: none"> ・AEDによる心電図解析が開始されたら、傷病者に触れないようにする。AEDの音声メッセージに従って電気ショックを行う。（ショックボタンを押さなくても自動的に電気が流れる機種（オートショック AED）もある） ・電気ショック後は直ちに胸骨圧迫から心肺蘇生を再開する。 ・AED音声メッセージが「ショックは不要です。」の場合は、ただちに胸骨圧迫から心肺蘇生を再開する。 ・AEDは2分おきに自動的に心電図解析を行うので、音声メッセージに従う。その後も同様に心肺蘇生とAEDの手順を繰り返す。 	
	心肺蘇生の継続		<ul style="list-style-type: none"> ・救急隊などに引き継ぐまで、または傷病者に普段どおりの呼吸や目的のある仕草が認められるまで続ける。 ・AEDを装着している場合は電源を切らず、パッドは貼付したままにする。 	
気道異物除去	気道異物除去	反応がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・強い咳ができる場合には、咳をさせて異物の排出を促す。 ・窒息と判断すれば、直ちに119番通報を誰かに依頼した後に、まずは背部叩打法を試みて、効果がなければ腹部突き上げ法を試み、異物が除去できるか反応がなくなるまで続ける。 ・明らかに妊娠していると思われる女性や高度な肥満者に腹部突き上げは行わず、背部叩打のみ行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・気道異物による窒息と判断した場合は、直ちに119番通報（緊急通報）を誰かに依頼した後に、頭部を下げ、背部叩打や胸部突き上げを実施する。 ・腹部突き上げは行わない。 ・異物が取れるか反応がなくなるまで、2つの方法を数度ずつ繰り返して続ける。
		反応がない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病者がぐったりして反応がなくなった場合は、心停止に対する心肺蘇生を開始する。まだ119番通報されていない場合は、直ちに119番通報し、近くにAEDがあれば、持ってくるように頼む。 ・心肺蘇生を行っている途中で異物が見えた場合は、それを取り除くが、見えない場合には、やみくもに口の中に指をいれて探らない。また、異物を探すために胸骨圧迫を長く中断しない。 	

(参考)

主に市民が行う一次救命処置の手順



主に市民が行う一次救命処

新型コロナウイルス感染症流行期の一次救命処置

1 基本的な考え方

- 胸骨圧迫のみの場合を含め、心肺蘇生はエアロゾル（ウイルスなどを含む微粒子が浮遊した空気）を発生させる可能性があるため、新型コロナウイルス感染症が流行している状況においては、すべての心停止傷病者に感染の疑いがあるものとして対応する。
 - 成人の心停止に対しては、人工呼吸を行わずに胸骨圧迫と AED による電気ショックを実施する。
 - 子どもの心停止に対しては、講習を受けて人工呼吸の技術を身につけていて、人工呼吸を行う意思がある場合には、人工呼吸も実施する。
- ※ 子どもの心停止は、窒息や溺水など呼吸障害を原因とすることが多く、人工呼吸の必要性が高い。

2 新型コロナウイルス感染症流行期の一次救命処置（BLS）の手順

安全の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・自分がマスクを正しく着用できていることを確認する。 ・人数に余裕がある場合、通報や救命処置を行わない人は、窓を開けるなど部屋の換気を行ったり、多人数で密集しないように配慮する。
反応の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・顔をあまり近づけすぎないようにして、傷病者の肩を優しくたたきながら大声で呼びかける。
119 番通報 AED の要請	<ul style="list-style-type: none"> ・非流行期と同様に対応する。 <p>※AED 使用によるエアロゾル発生に伴う感染のリスクは高くない。</p>
呼吸の観察	<ul style="list-style-type: none"> ・呼吸を確認する際に、顔をあまり近づけないようにする。
胸骨圧迫	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病者がマスクをしていれば、外さずそのままにして胸骨圧迫を開始する。 ・傷病者がマスクをしていなければ、胸骨圧迫を開始する前に、マスクやハンカチ、タオル、衣服などで傷病者の鼻と口を覆う。
人工呼吸	<ul style="list-style-type: none"> ・成人に対しては、人工呼吸は行わず胸骨圧迫だけを継続する。 ・小児に対しては、講習を受けて人工呼吸の技術を身につけていて、人工呼吸を行う意思がある場合には、人工呼吸も実施する。
AED の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・非流行期と同様に対応する。
救急隊への 引き継ぎ後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病者を救急隊に引き継いだ後は、すみやかに石鹸と流水で手と顔を洗う。 ・手を洗うか消毒するまでは、不用意に首から上や周囲を触らない。 ・傷病者に使用したマスクやハンカチは、直接触れないようにして廃棄する。

(参考)

主に市民が行う新型コロナウイルス感染症流行期の一次救命処置の手順

